

## リワーク支援（職場復帰支援）についてよくいただくご質問への回答

**Q1 標準的な期間は4、5ヶ月（支援開始までの調整や体験通所期間も含む）とありますが、短期間の受講はできますか？**

A1 的確な形でリワーク支援を受けていただくためには4、5ヶ月程度が必要な期間になりますが、休職期間が残り少ない場合等の個別の事情に応じて期間設定は行っています。

**Q2 リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？**

A2 出勤できる日数や時間数については、生活リズムの確立や立て直しの状況、復職していくときの労働条件も勘案して決定していくため、毎日出勤しないと利用できないということはありません。ただし、体験通所の段階で週に3日程度以上通所できることを要件としています。

**Q3 遠隔地に住んでおり毎日リワークに通うことは難しいですが、部分的にリワークを受けることはできますか？**

A3 遠隔地の方には来所していただく日程を調整などして、無理のない範囲で受講していただくことができます。

**Q4 退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？**

A4 リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援していきます。

**Q5 休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？**

A5 リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

**Q6 企業が休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？**

A6 リワーク支援の開始はご本人様、事業主、主治医の3者の同意が必要ですが、ご相談は3者のいずれからでも受け付けています。

**Q7 主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが復職できる状況に思えます。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認してほしいのですが利用できますか？**

A7 リワーク支援は復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、企業の受け入れ態勢や社内制度、業務内容など

企業側の要因も大きいので、復職可否の判断は企業側で行っていただく必要があります。

**Q8 リワーク支援開始に必要な3者同意については障害者職業センターで調整していただけるのでしょうか？**

A8 3者同意は当事者間で行っていただくことを原則とします。障害者職業センターはこの3者合意が円滑に進められるように、必要に応じて各者に対して事業内容や協力事項等についての補足説明を行います。

**Q9 一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することができますか？**

A9 必要に応じて再支援を実施します。再利用についても3者同意と支援計画の策定が必要です。

**Q10 リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなもののでしょうか？**

A10 社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整いただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

**Q11 疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか？**

A11 うつ病という診断を受けていない方であっても、うつ病等の方に対する職場復帰プログラムに合流して支援を受けることが有効である場合はリワーク支援の一部又は全部を利用いただいています。